



法人個人問わず、すべての事業者に関係があります



12月改正案についても解説！今年度最後のセミナーです

インボイス制度と 改正電子帳簿保存法の概要

令和5年 3月20日(月)

14:00～16:00

場所： 加賀商工会議所 2階ホール

定員：40名

受講料： 無料



令和5年10月から「消費税の仕入税額控除」を受けるためにインボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されます。それに伴い、昨年10月から適格請求書発行事業者の登録受付が始まりました。

また令和4年1月から導入されましたが、令和6年1月から全事業者の対応が必要となる「改正電子帳簿保存法」では、電子取引については保存要件に合致した電子データの保存が必要となります。例えば請求書や領収書を電子データで受理した場合には、印刷したものではなく電子データでの保存が必要となります。加えて令和5年度税制改正大綱では、インボイス制度や電子帳簿保存法についても見直しがされており、そこで今回は改めてインボイス制度と改正電子帳簿保存法について何をする必要があるかを解説していただきます。



谷口勇一税理士・行政書士・FP事務所 所長

谷口 勇一 氏

プロフィール

明治大学政治経済学部卒業後、新聞社を経て税理士事務所に入所し、平成18年9月には北陸税理士会登録、その後に開業、TKC全国会入会。

石川県行政書士会登録や日本FP協会CFP(R)登録、平成24年11月には南加賀で第1号となる「経営革新等支援機関」に経産省から認定を受けている。平成28年8月には事務所を加賀温泉駅前に新築移転。また令和2年1月相続贈与あんしんセンターを開設するなど、中小事業者の税務を含めた様々な課題についてワンストップで相談できる窓口となっている。

インボイス制度の概要と改正電子帳簿保存法

申込書 FAX0761-73-4599

事業所名		メールアドレス	☐ メールマガジンへの登録不要
住所			
参加者氏名			



QRコードから参加申込

お申し込みいただきました個人情報はセミナーにおける参加者管理とセミナー運営のために使用させていただきます。また、フォローアップや今後セミナー開催の際にご案内を送付のために使用させていただきます。

お問い合わせ 加賀商工会議所 経営支援課 TEL 0761-73-0001 FAX0761-73-4599 <http://kagaworld.or.jp>